平成２１年（フ）第５３４号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目16番103号、前住所埼玉県川越市伊勢原町２丁目21番地６
債務者　松谷　辰男
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５５９号
埼玉県川越市三光町12番地２　Ｍ，アクエリアスＡ―401号室
債務者　金井　郁美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５５５号
神奈川県小田原市浜町２丁目１番15号　フリーデ新玉５－Ｆ
債務者　亀井　　航
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６３９号
神奈川県伊勢原市高森台２丁目１番28号
債務者　鈴木　真澄
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６４９号
神奈川県厚木市中依知275番地１、前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津2634番地の17
債務者　熊谷　慎治
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１４０１号
札幌市西区宮の沢１条４丁目12番18号
債務者　岩田　　勝
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４０２号
札幌市西区宮の沢１条４丁目12番18号
債務者　岩田　福子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２２号
札幌市白石区北郷３条13丁目３番16号
債務者　田中　香織
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０９６号
札幌市手稲区富丘２条６丁目１番20号　ＤＩＬＬＡ２・６－Ｂ号
債務者　塩島　香織（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６２９号
札幌市東区北19条東16丁目１番29号菅原荘
債務者　安倍　弘美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６８７号
札幌市西区西町北２丁目６番６号　カーサノルテ西町北203号
債務者　星野　知浩
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９４４号
札幌市中央区南16条西９丁目２番21―502号
債務者　砂田　　勲
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９６８号
札幌市中央区南11条西15丁目３番30―702号
債務者　加藤惠美子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９７０号
札幌市南区北ノ沢５丁目１番17号、申立時の住所札幌市清田区清田９条１丁目２番19号
債務者　太田　　淳
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９９１号
札幌市東区北27条東７丁目１番２号　コーポ松井201号
債務者　小山田　武
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９９２号
札幌市東区北27条東７丁目１番２号　コーポ松井201号
債務者　小山田美紀子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０６４号
札幌市東区北25条東16丁目３番12―401号
債務者　佐藤　　守
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部